

第8回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月25日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和4年8月25日(木)午後2時00分～2時32分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(11人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、5番 興野 礼子、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明 各委員 4. 欠席委員(7人) 4番 仲澤 清一、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、18番 相吉澤 宏 各委員 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第5 議案第4号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和4年第8回総会を開会いたします。まずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、4番 仲澤 清一 委員、6番 大野 覚文 委員、7番 齋藤 勉 委員、8番 川上 恵 委員、14番 堀江 恒夫 委員、15番 石岡 幸雄 委員、18番 相吉澤 宏 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中11名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は16番 荒井 喜代子 委員、17番 黒須 明 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に、整理番号2番について、内容と経過について説明させます。
事務局（中山）	< 整理番号2について、内容と経過の説明 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、13番 中村 東 委員をお願いいたします。
13番 中村 東 委員	8月13日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族 いとこ。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機4台。取得地への通作距離、約0.8km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番については、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、10番 小川 雄三 委員をお願いします。
10番 小川 雄三 委員	8月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、祖父と孫。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が水路を挟んで畑、南が雑種地、北が道を挟んで用悪水路。同意書、無。権利の移転、設定、贈与による所有権移転。転用計画、転用事業者は現在、妻と子と借家で生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、実家に隣接する申請地について取得することができるようになり申請に至った。転用面積、546㎡。一般住宅 木造平屋建。建築面積、102.65㎡。進入路、北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝に放流。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後～令和5年3月31日。その他 他法令等との関係等、都市建設課へ道路法第24条 道路敷地における工事関係協議済。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、5番 興野 礼子 委員をお願いします。

5番 興野 礼子 委員	8月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで雑種地、西が雑種地、南が畑、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は現在、妻と子と借家で生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、今回、申請地について取得することができるようになり申請に至った。転用面積、191㎡。一般住宅 木造2階建。建築面積、55.06㎡。進入路、西側。給水、市営水道。排水、市営下水道。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年10月1日～令和5年2月28日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、17番 黒須 明 委員をお願いします。
17番 黒須 明 委員	8月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで山林、西が雑種地、南が水路を挟んで山林、北が雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は土木工事業を営んでいるが、土木工事で搬出される残土を置ける場所を保有しておらず、今回、資材置き場として使用している土地に隣接する申請地を取得することになり申請に至った。転用面積、862㎡。残土置き場。進入箇所、北西側。被害防除対策、申請地周辺に土砂が崩壊、流出しないように残土を台形に置く。南側に水路あり。代替性検討、事業計画書内に記載あり。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後。現状のまま使用するため工事はなし。その他 他法令等との関係等、「那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」についてはまちづくり課と協議中。同条例による小規模特定事業許可については農地転用の許可日と合わせる必要なし。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
2番 田中 雄二 委員	整理番号3番については、実際、田として使いようがないところだが、水路が埋まると問題ではないか。

17番 黒須 明 委員	許可後は、まちづくり課と協議しながらやっていくとのこと。
議長	整理番号2番について、3番 栗野 隆夫 委員、何かありますか。
3番 栗野 隆夫 委員	問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から3番については、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から3番については、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、11番 奥畑 智子 委員にお願いします。
11番 奥畑 智子 委員	8月15日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成30年 遺贈により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約100年。大正10年12月2日、曾祖父・●●●が死亡し、申請地に埋葬した。その後、親族等の死亡に際し同様に埋葬してきた。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、墓地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長	< 質疑なし > ただいま上程中の 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、16番 荒井 喜代子 委員にお願いします。
16番 荒井 喜代子 委員	8月22日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成19年 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は昭和60年頃から不耕作となり、平成元年頃に植林を行い、以後は山林の状態にある。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当なし。集团的まとまりのある農地の中の農地、該当なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 8月22日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号2のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成2年 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は昭和60年頃から不耕作となり、平成元年頃に植林を行い、以後は山林の状態にある。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当なし。集团的まとまりのある農地の中の農地、該当なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よ

(16 番 荒井 喜代子 委員)	ろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
12 番 小川 祥一 委員	非農地判断後は、太陽光発電設備が設置されるのか。
16 番 荒井 喜代子 委員	そのとおり。何年も前から計画があつたらしい。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。
	以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。
	(午後 2時 32分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 8 月 25 日

議 長

16 番

17 番